話題の講義ライブ
LIVE 2012

Today's Program 比較法文化論ゼミ—先住民族に関する法の国際比較

HITOTSUBASHI UNIVERSITY

一橋大学

法学部 法律学科

5.31.Thu. at Kunitachi
14:10~17:50
青木 人志 教授

国が違えば法も違う 法律のものさしで観察する、世界の文化

講義の流れ

法学部3~4年生が合同となり、アメリカ、カナダなどの先住民族とその法的問題をテーマにした英文テキストを輪読、内容についての議論をする。一つの文献に対して、教員も含め全員で意見を深めて答えに近づいていく。最後に誰が一番真理に近い答えに近づけるかも醍醐味の一つ。

醍醐味

外国を知ると日本が見えてくる

「法律という興味深い窓から、日本と外国の文化の特質を眺めることがこのゼミの目的です」と話すのは、このゼミを担当する青木人志先生。同ゼミでは、アメリカ合衆国・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドなどの国々が、先住民やその自治権・土地所有権・文化享有権などを含む法的問題を過去にどう扱い、未来へ向けてどのように取り扱おうとしているのかを議論していく。

「毎回30ページほどの英文文献を読み、その内容を自由に議論します。ゼミで得られる知識は、一見同じ構造を持つ各国の先住民問題が、それぞれの国の特殊な歴史的・文化的・地理的な事情によって微妙な違いを持つことを理解するのに役立ちます。そして、アイヌ問題のような、日本の先住民問題を考えるうえでも重要な示唆を与えてくれます」と青木先生。

加えて、難解で膨大な量の英語を読み進めることで確かな英語力の養成につながるという。「今日のゼミでは3年生が2名発表をしてくれるのですが、一人は今日がレポートデビュー。どんな発表をしてくれるのか、とても楽しみです」

正しい理解には揺るぎない英語力が必須!

本日の文献は、カナダの先住民族の法とその権利の変遷について書かれたもの。大きくはAイントロダクション、B・C・Dの3つからなるメインパート、そしてEの結論部に分かれている。Bではイギリスと先住民族との条約関係について、Cでは20世紀カナダにおけるアボリジニ政策(ここでいうアボリジニは一般的な先住民族の意)の同化(assimilation)、適応(accommodation)、そして和解(reconciliation)の変遷について、Dでは先住民の権利についてそれぞれ読み取り、最後にEの結論部へとうないでいく。

前半を担当する学生は、イントロダクションにおいて「18世紀の法的文書が今日においてもカナダの先住民族に対して効力を持つことが矛盾だと書かれています」と発表。「そうだね。本来先住民たちを抑圧する手段として使われた歴史的な存在である法が、逆に先住民たちの権利の根拠として現代にも残るという複雑な状況に、矛盾があると言っているんだね」と先生が補足を加える。テキスト上では、その理由として“The answer may have something to do with the universal appeal of legality as a human value,‥‥”という文が続く。「このlegalityという言葉がポイント」と青木先生。その適切な表現を模索するために、英和辞典だけではなく、英英辞典も使用しながら最もフィットする表現を皆で検討する。そのうちにほかの学生たちからさまざまな意見が上がり、最適な表現に落ち着いていく。

「調べていくと〝問題が、法的な問題とされること自体が重要な人間的価値であるということと関係あるかもしれない〟ということになるかな。これに続く後の文章はどうなっている?」発表者の内容に全員で肉づけをし、青木先生が学生の意見を集約して方向性を定めていきながら、ゼミは進行していく。

無限の知識を前に貪欲になれ!

発表が終了すると、先生は学生にこう尋ねた。「今日のレポートを聞き、これまで学んだ他国のケースと照らし合わせて、カナダ的な特徴をあげてみてください」。すると学生が次々と手を上げる。「カナダは、先住民の権利を認めてやろうというような目線ではなく、植民する側の人間と先住民とが共に対等に歩んでいこうという雰囲気が感じられます」という声を受けて、次の学生はこう話した。「それは、カナダの先住民は知的レベルも高くコミュニティが存在するということで人間的に扱われ、条約を結ぶまでに至ったからではないでしょうか。一方でそう判断されなかったオーストラリアなどの先住民は人間として扱われなかったという事実があるのだと思います」

「ゼミは、こうして人の考えを聞き、自分の意見を自分の言葉で伝える議論の作法を学ぶ場です。その大切さを実感してほしいですね。大学では広大で無限の知識の前に、教員と学生の差はあってないようなものです。共に知識を追い求める仲間として、意気込みを持って貪欲に学んでほしいと思います」と青木先生はゼミの大きな目的を教えてくれた。

VOICES 学生の声 of University Students

林 コンラッド 倉永さん(中央)
法学部 法律学科3年
将来は国際的な環境をステージに、高い視座で日本の国益につながるような仕事がしたいです。そういう意味でもさまざまな国を法律という視点でとらえ考えるという内容のこのゼミは将来の仕事にきっと役立つと思っています。

松本 理沙さん(左)
法学部 法律学科4年
青木先生のゼミは毎週英語の文献を読んでいるため、課題の量も多くしっかり勉強できるゼミです。また、皆が多角的な視点を持ってさまざまな討論ができるので自分自身の視野が広がりとても勉強になります。

森 遥さん(右)
法学部 法律学科3年
もともと国際関係の勉強をしたいと思っていました。今勉強している先住民法など国際的な問題を法律という切り口で勉強するこのゼミは、自分の希望にも合っていてとてもおもしろく、充実した時間を過ごしています。

青木 人志(あおき ひとし)先生
一橋大学大学院法学研究科教授。専門は比較法・比較法文化論。一橋大学法学部および同大学院を卒業後、日本学術振興会特別研究員などを経て現職。学会活動のみならず、環境省の審議会委員、地方自治体の研修講師、他大学の非常勤講師、高校での講演活動など、幅広く活躍している。

一橋大学

資料の請求およびお問い合せ先
〒186-8601 東京都国立市中2-1 学務部学生受入課
TEL.042-580-8150 FAX.042-580-8158
e-mail admission1284@dm.hit-u.ac.jp URL http://www.hit-u.ac.jp/

商学部
経済学部
法学部
社会学部

[沿革・歴史]

1875(明治 8)年	森有礼が商法講習所を私設
1902(明治35)年	東京高等商業学校となる
1920(大正 9)年	東京商科大学となる
1930(昭和 5)年	国立へキャンパスを移転
1949(昭和24)年	一橋大学と改称。商学部・経済学部・法学社会学部の3学部となる
1951(昭和26)年	法学社会学部を法学部と社会学部に分割
1953(昭和28)年	大学院を設け、修士課程、博士課程を開設
1996(平成 8)年	言語社会研究科(大学院)を設置
1998(平成10)年	国際企業戦略研究科(大学院)を設置
2004(平成16)年	マーキュリータワーの完成、法科大学院を設置
2004(平成16)年	国立大学法人一橋大学となる
2005(平成17)年	国際・公共政策大学院を設置
2010(平成22)年	創立135周年・国立移転80周年記念式典を挙行

[オープンキャンパス情報]
8月9日(木)
※詳細は、大学ホームページをご覧ください

資料請求は簡単! 本紙に掲載した大学(私立大学のみ)の案内資料は、P36のハガキ、または東進のウェブサイトwww.toshin.comから請求できます。